不利益処分の処分基準

処分の内容		保護を要しなくなったときの保護の停止、廃止
根拠法令及び条項		生活保護法第２６条
所管部課係名		総合福祉部生活支援課生活保護係
処分基準	関係条項	新座市福祉事務所長事務委任規則第４条第１項
	基準 （未設定の場合はその理由）	【基準】 法第２６条の規定による。 （保護の停止及び廃止） 第二十六条　保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第五項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。
	参考事項	
	設定等年月日	令和４年１月１日設定（令和　年　月　日最終変更）